

平成29年4月14日

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
(うち石油ストーブ(半密閉式)1件、  
屋外式(RF式)ガスふろがま(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うち食器洗い乾燥機1件、加湿器(スチーム式)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 2件  
(うち電子レンジ1件、ソーラー式充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)  
において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会  
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201600363を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700021	平成29年3月30日	平成29年4月11日	石油ストーブ(半密閉式)	HR-650E	株式会社トヨミ	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	北海道	
A201700022	平成29年4月2日	平成29年4月12日	屋外式(RF式)ガスふろがま(都市ガス用)	GSY-132D-e (大阪ガス株式会社ブランド:型式131-N950)	株式会社ノーリツ(大阪ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	平成29年4月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201600363	平成28年9月18日	平成28年10月7日	食器洗い乾燥機	KF-S60EX	日立ホーム・アンド・ライフ・ソリューション株式会社(現 日立アプライアンス株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のヒーターリード線が固定部で断線し、異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しいため断線が生じた原因の特定には至らなかった。	沖縄県	平成28年10月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700023	平成29年3月17日	平成29年4月12日	加湿器(スチーム式)	Model60	日本ゼネラル・アプライアンス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年4月11日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700019	平成29年3月1日	平成29年4月10日	電子レンジ	重傷1名	事務所で当該製品を使用中、当該製品のドアを開けて手を入れたところ、左手に火傷を負った。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年3月30日
A201700020	平成28年9月19日	平成29年4月11日	ソーラー式充電器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	平成29年4月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年4月4日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

食器洗い乾燥機（管理番号：A201600363）



加湿器（スチーム式）（管理番号：A201700023）

